

1 防災関係規程等

1 - 1 御代田町防災会議条例 (昭和38年6月30日) (条例第10号)

改正 平成19年3月26日条例第7号

平成24年12月19日条例第30号

平成28年3月14日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、御代田町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 御代田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて御代田町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長が事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 長野県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 佐久警察署長
 - (5) 町の職員のうちから町長が指名する者
 - (6) 議会議長
 - (7) 教育長
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (11) その他町長が必要と認めて任命する者
- 6 委員の定数は、32人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(防災会議の委任による処理)

第5条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

(会長の専決事項)

第6条 会長の専決事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 御代田町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(2) 御代田町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 御代田町地域防災計画の関係行政機関等における組織改正に関する事項又は、内容の軽易な事項の修正に関すること。

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は昭和38年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月19日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月14日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期)

2 御代田町防災会議条例第3条第7項前段の規定にかかわらず、この条例の公布の日から平成30年3月11日までに任命された者の任期は平成30年3月11日までとする。

1 - 2 御代田町災害対策本部条例 (昭和38年6月30日) (条 例 第 11 号)

改正 平成8年3月19日条例第7号 平成24年12月19日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、御代田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月19日条例第7号)

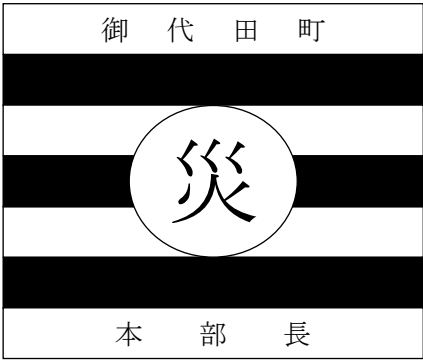
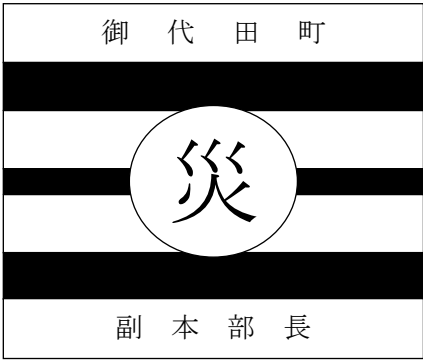
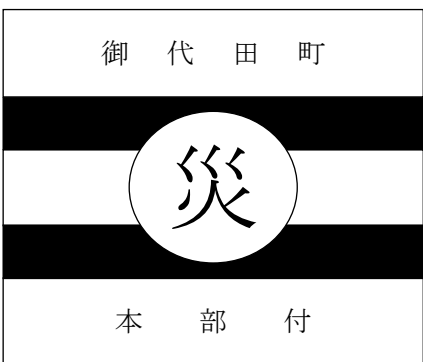
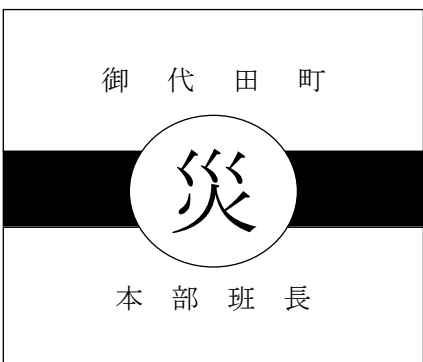
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月19日条例第31号)

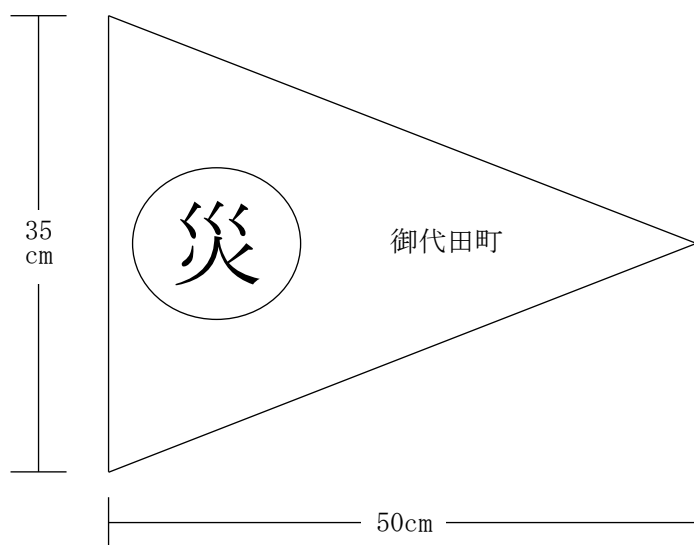
この条例は、公布の日から施行する。

1-3 災害対策本部腕章及び標識

1 腕 章

(本 部 長 用) 御 代 田 町  本 部 長	cm 1.5 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.5
(副 本 部 長 用) 御 代 田 町  副 本 部 長	cm 1.6 1.4 1.7 0.6 1.7 1.4 1.6
(部 付 用) 御 代 田 町  本 部 付	cm 2.5 1.5 2.0 1.5 2.5
(班 長 用) 御 代 田 町  本 部 班 長	cm 4.0 2.0 4.0
(班 員 用) 御 代 田 町  本 部 班 員	cm 10.0

2 標 識（車両用）



（備 考）

Ⓢは赤色、御代田町は黒色、地は黄色とする。

2 相互応援協定等

2-1 長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその委託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊を受援した場合、関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防応援 消防隊による応援
- (2) 救助応援 救助隊による応援
- (3) 救急応援 救急隊による応援

(4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
- (3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生在市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 消防活動に要した消火剤

オ 燃料及び給食等に要する経費

カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

（損害賠償）

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第4章 協議

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

（補則）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

（長野県広域消防相互応援協定の廃止）

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則（平成12年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

別 表

区 分	市 町 村 等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曽広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

2-2 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他、必要な事項
(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

- 2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。
- 4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。
- 5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。
- 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
- 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。
(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市

町村の負担とする。

- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構 成 市 町 村
佐 久	佐 久 市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上 田 市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏 訪	岡 谷 市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上 伊 那	伊 那 市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯 伊	飯 田 市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曾	木 曾 町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松 本	松 本 市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大 北	大 町 市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長 野	長 野 市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北 信	中 野 市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	<u>上伊那</u> 木 曾
上伊那	<u>諏 訪</u> 飯 伊
飯 伊	<u>上伊那</u> 木 曾
木 曾	<u>飯 伊</u> 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

2-3 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属広域行政圏構成市町村及び他の代表市町村への仕分け(コーディネイト)
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接広域行政圏の代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 被災市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属広域行政圏の代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属広域行政圏の代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該広域行政圏の他の構成市町村に要請するものとする。
- (3) 所属広域行政圏の大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接する広域行政圏の代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属広域行政圏の代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該広域行政圏の構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村から直接要請を受けた場合のほか、被災市町村から要請を受けた代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合においても、被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属する広域行政圏の代表市町村は、応援構成市町村及び他の代表市町村長と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣などに要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

附 則

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この実施細則の改正は、代表市町村連絡会議において決定するものとする。
- 3 この実施細則の改正は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

2－4 災害時の医療救護に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）と社団法人小諸北佐久医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は御代田町防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療機材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の義務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の義務は、次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急処置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の検案

(6) その他必要な事項

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置を採るものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については別に定める。

(第三者に対する損害補償)

第12条 医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については、その補償方法及び賠償額は、甲、乙協議の上定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第13条 医療救護班が医療救護活動により、患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各号に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上定める。

(有効期間)

第16条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成10年4月1日から平成11年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年3月26日

甲 長野県北佐久郡御代田町
大字御代田2464番地2
御代田町長 柳 澤 薫

乙 長野県小諸市相生町三丁目3番1号
社 団 法 人 小諸北佐久医師会
会 長 佐 々 木 治 夫

2-5 医療救護活動実施細目

平成10年3月26日付をもって締結した「災害時の医療救護に関する協定書」（以下「協定書」という。）第14条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（要請）

第1条 要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行なうものとする。

（医療救護計画の承認）

第2条 甲は、乙から提出された医療救護計画を適当と認めるときは、速やかに承認するものとする。

（医療救護組織）

第3条 医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関よりなる。

2 医療救護班の構成は、医師1名、看護師2名を標準とし、必要がある場合は、保健師、助産師を加えることができる。

（救護所設置の特例）

第4条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、甲が指定した収容医療機関に救護所を設置することができる。

2 前項の収容医療機関のほか、甲が必要と認めた場合は、その他の医療機関にも救護所を設置することができる。

（実施報告）

第5条 乙は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、実施報告書（別記様式第1号）を甲に提出するものとする。

（医療救護班の費用、扶助費の請求）

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出するものとする。

(1) 医療救護班派遣に要する経費

実費弁償請求書（別記様式第2号）

医療救護班員名簿（別記様式第3号）

(2) 医療救護班が携行し使用した医薬品等

請求書（別記様式第4号）

医薬品等使用内訳書（別記様式第5号）

救護班活動状況（別記様式第6号）

病院診療所医療実施状況（別記様式第7号）

助産台帳（別記様式第8号）

(3) 医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合

扶助金支給申請書（別記様式第9号）

（費用等の額）

第7条 協定書第11条第2項に規定する額は、別表に定める額とする。

(救護所となった医療機関における費用弁償の請求)

第8条 第4条第1項及び第2項に定める医療機関が費用弁償の請求をする場合には、第5条及び第6条に規定する書類を甲に提出するものとする。

(費用等の支払)

第9条 甲は、第6条及び第8条に定める費用弁償等について乙から請求を受理した場合は、その受理した日から30日以内に支払うものとする。

本実施細目2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年3月26日

甲 長野県北佐久郡御代田町

大字御代田2464番地2

御代田町長 柳 澤

薫

乙 長野県小諸市相生町三丁目3番1号

社団法人 小諸北佐久医師会

会 長 佐々木 治 夫

別表

日 当	医 師 看 護 師 助 産 師 保 健 師	災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。
旅 費	医 師 看 護 師 助 産 師 保 健 師	御代田町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例（昭和42年条例第10号）による。
時 間 外 勤 務 手 当	医 師 看 護 師 助 産 師 保 健 師	災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。
扶 助 費	医 師 看 護 師 助 産 師 保 健 師	災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。

(様式第1号)

医 療 救 護 活 動 実 施 報 告 書

年 月 日

御代田町長

殿

社 団 法 人 小 諸 北 佐 久 医 師 会
会 長

印

医 療 救 護 班 名	医 療 救 護 班 員 出 動 数	活 動 状 況
	医 師 名 看 護 要 員 名 補 助 要 員 名	月 日 時～ 月 日 時 取 扱 件 数 件 搬 送 件 死 体 処 理 件
	医 師 名 看 護 要 員 名 補 助 要 員 名	月 日 時～ 月 日 時 取 扱 件 数 件 搬 送 件 死 体 処 理 件
	医 師 名 看 護 要 員 名 補 助 要 員 名	月 日 時～ 月 日 時 取 扱 件 数 件 搬 送 件 死 体 処 理 件
	医 師 名 看 護 要 員 名 補 助 要 員 名	月 日 時～ 月 日 時 取 扱 件 数 件 搬 送 件 死 体 処 理 件

(様式第2号)

実 費 弁 償 請 求 書

年 月 日

御代田町長 殿

社 団 法 人 小諸北佐久医師会
会 長

印

年 月 日から 年 月 日まで医療救護活動に従事した実費を
下記のとおり請求します。

記

1 金 円也

実費弁償請求額

内 訳

日 当 金 円 日分 ただし、1日金 円

旅 費 金 円

2 実費弁償請求の事実

(備考) 「実費弁償請求の事実」には、従事した業務、場所及び期間並びに出頭した日時及び場所等を併記すること。

(様式第3号)

医 療 救 護 班 員 名 簿

小諸北佐久医師会

班 名	職 種	氏 名	所 属	住 所

(様式第4号)

請 求 書

年 月 日

御代田町長 殿

社 団 法 人 小諸北佐久医師会

会 長 ⑥

災害時の医療救護活動に対する費用弁償として、下記のとおり請求します。

記

1 金 円也

(様式第5号)

医 薬 品 等 使 用 内 訳 書

小諸北佐久医師会

使用した医薬品等の名称	使用数量	金額	備考
合	計		

(様式第6号)

救 護 班 活 動 状 況

救 護 班

班 長 : 医師

㊦

年 月 日	患 者 数	措置の概要	死 体 検 案 数	修 繕 費	備 考
計					

(注) 1 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

(様式第7号)

病院診療所医療実施状況

[illegible]

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

(様式第8号)

助 産 台 帳

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
計					

(様式第9号)

扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

御代田町長 殿

社 団 法 人 小諸北佐久医師会

会 長 ㊟

下記により、災害救助法に基づく扶助金を支給してください。

記

1 扶助金の種類及び申請額

2 扶助金申請の事実

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所、氏名、職業	
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所	
負傷、疾病又は死亡の原因	
傷病名、傷病の程度及び身体の状態	

3 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人との関係のあった主な親族の状況

(遺族扶助金及び葬祭扶助金を申請する場合にだけ記載すること。)

氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考

2－6 災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定書

御代田町（以下「甲」という）と社団法人長野県測量設計業協会東信支部（以下「乙」という）とは、災害時における応急対策業務の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、御代田町地域防災計画（以下「防災計画」という）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急対策業務を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は防災計画に基づき、応急対策等を実施する必要がある場合は、乙に対し次の事項の協力を要請できるものとする。

- (1) 公共施設の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流、その他の土砂災害の状況に関する情報の収集及び報告に関する業務
- (2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計監理
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務

（応急対策業務の実施）

第3条 乙は甲から応急対策等の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の支持を受け、要請に従って応急対策業務に従事するものとする。

（応急対策業務の実施体制）

第4条 乙は、第2条の応急対策業務を早期に実施できるよう、事前に必要な技術者等の確保、動員の方法を定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急対策業務に要した経費は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

（損害補償）

第6条 第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、乙の責任において対応するものとする。

（報 告）

第7条 乙は、第3条の規定により応急対策業務に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施期間及び場所
- (2) 応急対策業務内容
- (3) 応急対策業務に従事した所属会員名
- (4) その他必要な事項

（費用の請求）

第8条 乙は、第5条に規定する費用を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支 払)

第9条 甲は、前条の規定により費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期限は、平成23年12月15日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年（2011年）12月15日

甲 北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2
御代田町
御代田町長 茂 木 祐 司

乙 佐久市大字中込3764－1
社団法人長野県測量設計業協会東信支部
支 部 長 安 原 隆 雄

2－7 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、御代田町内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、御代田町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時に住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が御代田町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、御代田町災害対策本部長が行うものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時は、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は被害の状況に応じて供給するが、主なものは別表1のとおりとする。

2 乙は、甲の要請によりその他の応急生活物資等の供給も行うものとする。

(応急生活物資供給の要請手続き等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の出荷する確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間での提携を強化し、災害時における生協間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集、提供)

第10条 甲は災害時において、住民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、

乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止を図るため、協力して住民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い災害時に備えるものとする。

（生活物資の安定供給）

第11条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう、住民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（ボランティア活動の推進）

第12条 乙は、災害時の生活物資配布等のボランティア活動を組合員の協力を得て推進するものとし、甲はこれに協力するものとする。

（その他必要な支援）

第13条 この協定に定める事項のほか、生活物資について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は必要に応じ協議を行うものとする。

（雑則）

第15条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第16条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定書の締結の日から1年間とする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成10年8月12日

甲 長野県北佐久郡御代田町
大字御代田2464番地2
御代田町長 柳沢 薫

乙 長野県長野市篠ノ井御幣川668番地
生活協同組合コープながの
理事長 米原 俊夫

別表 1

最 優 先 供 給 品 目	★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・調理パン・食パン） ★牛乳（ＬＬその他） ★果物（バナナ等） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて 供 給 す る 品 目	・缶詰（イージーオープン） ・ハム、ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター、ジャム ・緑茶、コーヒー、紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ、簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料用ポリタンク ・カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ、紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤、石けん ・紙おむつ ・生理用品 ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴 ・蚊とり線香（夏） ・使い捨てカイロ（冬）

- (1) ★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目とし、災害規模や被災者のニーズの変化に対応して調達・供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

2-8 災害時における応急措置に関する協定

御代田町（以下「甲」という。）と御代田町管工事協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急措置の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御代田町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は防災計画に基づき、応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 応急措置の場所・応急措置の内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は甲から前条の協力要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け協力要請に従って応急措置に従事するものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置を円滑にするため、乙は、組織体制及び連絡体制等を事前に定めておかねばならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、乙が実施した応急措置に対して甲が負担する経費の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第6条 甲は第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、御代田町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年御代田町条例第17号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による補償を受けられる者については、この限りではない。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第7条 応急措置の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員、名簿及びそれぞれの応援に従事した時間
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別、台数及び使用時間
- (3) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通告するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する経費及び第6条に規定する補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により経費等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定が成立した日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1箇月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名、押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年10月9日

甲 御 代 田 町 長 茂木 祐司

乙 御代田町管工事協会長 湯本 正好

2-9 災害時における応急措置に関する協定

御代田町（以下「甲」という。）と御代田町建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急措置の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御代田町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は防災計画に基づき、応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 必要とする場所、内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（応急措置の実施）

第3条 乙は甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急措置に従事するものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置を円滑にするため、乙は、組織体制及び連絡体制を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急措置に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により、乙が実施した応急措置に対して甲が負担する費用の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第6条 甲は第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、御代田町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年御代田町条例第17号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による補償を受けられる者については、この限りではない。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第7条 応急措置の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負

担割合は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定により応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員、名簿及びそれぞれの応援に従事した時間
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別、台数及び使用時間数
- (3) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請を解除するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、契約日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年9月25日

甲 御 代 田 町 長 茂木 祐司

乙 御代田町建設業協会長 大井 康史

2-10 長野県下水道事業における災害時応援に関するルール

(長野県下水道災害対策検討部会)

1 はじめに

下水道施設は、災害対策基本法第40条に基づき、長野県防災会議が作成した長野県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）において、「下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしての機能の確保に努める必要がある。」と位置づけられており、震災・風水害・火山災害の各対策編の災害予防計画では、「災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要があり、復旧体制については、県、市町村・連合・組合（以下「市町村等」という。）とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である。」と明記されている。

また、平成7年1月17日発生した兵庫県南部地震では、下水道施設において非常に大きな被害を受け、下水道施設の被害状況が徐々に明らかになるにつれ、積極的な支援がなされたにもかかわらず、下水道管理者間の支援のための態勢やルールがなかったために、被災直後においては必ずしも円滑な対応がなされたとはいえない。

このような反省の中で、国土交通省及び日本下水道協会では、今後の大規模な災害時の支援体制についての基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールについて、「下水道事業における災害時支援に関するルール」を平成8年1月にまとめ、既に全国各地域ブロック間及び13大都市間で下水道事業の災害時支援に関するルールが策定されている。

本県は、関東ブロック及び中部ブロックに属しており、関東地方知事会、中部圏知事会及び新潟県との災害応援基本協定のもとに、関東ブロックでは「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」（H9.7.31）、中部ブロックでは「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」（H12.11.1改正）を策定している。

本ルールは、地域防災計画等を受け、県内の下水道事業災害時の相互応援体制・相互応援方法（以下「下水道応援体制」という。）の基本的なルール（以下「ルール」という。）について定めるものである。また、下水道応援体制は、下水道施設の災害復旧に対する応援を目的とし、災害発生後の下水道施設にかかる被災状況調査から下水道施設の復旧に至るまでとする。

なお、災害対策基本法第67条の規定により、平成8年4月1日に県内の自治体間で「長野県市町村災害相互応援協定書」（以下「協定」という。）が締結されており、下水道応援体制は、協定及び協定実施細則に基づくものとする。

2 応援体制

- (1) 下水道応援体制として、長野県下水道事業災害応援本部（以下「下水道応援本部」という。）を県土木部下水道課内に設置し、災害時における応援の指揮、総括を行う。

下水道応援本部長は、長野県地域防災計画に基づいて策定された長野県災害対策本部規定により下水道班長の長野県土木部下水道課長があたる。

- (2) 下水道応援体制は県・市町村・広域連合・一部事務組合・(財)長野県下水道公社（以下「構成員」という。）で構成する。また、市町村等が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別紙1に掲げるブロック毎に代表市町村（以下「代表市町村」という。）をおき、代表市町村の下水道担当部局内へブロック応援本部を設置する。

ブロック応援本部長は、代表市町村の下水道担当部局課長があたる。

- (3) 構成員がルールを相互に確認することにより、災害時における応援体制を確立する。
- (4) 構成員は、「1 はじめに」で記載した下水道応援体制の趣旨およびルールを市町村以外の関係団体に周知するとともに、応援体制を別途整備し、下水道応援本部を支援するものとする。
- (5) 構成員は、各市町村の防災担当部局等関係機関に対して、下水道事業における災害応援活動実施機関は、下水道応援本部であることを周知する。

3 応援本部の設置

- (1) 下水道応援本部

ア 下水道応援本部は、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他の大規模災害が発生し、代表市町村より応援要請があった場合に設置する。

イ 下水道応援本部は、関東ブロック都県市及び中部ブロック県市（以下「広域圏」という。）（各構成員は別紙2参照）内で、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他の大規模災害が発生し広域圏の支援本部から応援要請があった場合に設置する。

- (2) ブロック応援本部

ア ブロック応援本部は、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、下水道応援本部から要請があった場合及び、その他の大規模災害が発生し、構成員より応援要請があった場合に設置する。

イ 代表市町村が被災等により業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村等を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行する。

- (3) 応援要請

ア 被災市町村等は、当該市町村内での復旧等対応の可否を検討し、各ブロック内の代表市町村へ応援要請を行う。

イ 代表市町村は、各ブロック内での復旧等対応の可否を検討し、下水道応援本部へ応援要請を行う。

ウ 下水道応援本部及びブロック応援本部は、応援を要請したブロック応援本部、及び広域圏の支援本部からの解散要請があった場合に解散する。

4 応援活動

下水道応援本部

- (1) 下水道応援本部長は、別紙3の連絡系統に従って代表市町村と連絡調整を図り、下水道応援本部の指揮をとる。
- (2) 下水道応援本部の業務は以下のとおりとする。
 - ア 情報収集・整理、広報、視察者・マスコミ等の対応
 - イ 応急対策、調査（1次等）、本格復旧、設計、査定等の応援計画の作成
 - ウ 応援部隊の編成及び応援要請
 - エ 応援資機材等の確保、提供
 - オ 必要に応じ下水道災害応援作業の前線基地（応援部隊等の受入場所）の設置
 - カ 県内での対応が困難な場合、広域圏への応援要請
 - キ 災害査定関係諸調書等作成について指導
 - ク その他応援に必要な事項

ブロック応援本部

- (1) ブロック応援本部長は、下水道応援本部と連絡調整するとともに、各ブロック内の連絡系統に従って各ブロック構成員と連絡調整を図り、ブロック応援本部の指揮をとる。
- (2) ブロック応援本部（被災ブロック）の業務は以下のとおりとする。
 - ア 被災市町村の情報収集・整理、広報、視察者・マスコミ等の対応
 - イ 応援部隊の編成、各構成員への要請
 - ウ 応援資機材等の確保、各構成員への要請
 - エ 応援資器材等の収集、運搬
 - オ ブロック内での対応が困難な場合、下水道応援本部への応援要請
 - カ 必要に応じ下水道災害応援作業の前線基地（応援部隊等の受入場所）の設置、受入
 - キ 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報連絡
 - ク その他応援に必要な事項
- (3) ブロック応援本部（上記(2)以外のブロック）の業務は以下とする。
 - ア 情報収集・整理
 - イ 応援部隊の編成、各構成員への要請
 - ウ 応援資機材等の確保、各構成員への要請
 - エ 応援資器材等の収集、運搬
 - オ その他応援に必要な事項
- (4) 応援部隊及び応援資機材等は、原則として各ブロック単位で現地受け入れ先まで輸送・派遣する。

5 経費の負担

経費の負担については、協定による。

6 下水道応援体制の維持

- (1) 下水道応援体制を維持するための機関は、下水道災害対策検討部会とする。部会設置に関する要綱については、「下水道災害対策検討部会設置要項」を参照。
- (2) 下水道応援本部長は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿を作成する。また、応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を毎年度8月1日、2月1日現在状況として取りまとめ、構成員に配布する。
- (3) 下水道応援本部長は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

7 その他

- (1) 災害時応援の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をする。
- (2) 下水道類似施設（農業集落排水等）所管部局課から、資機材等の応援要請があった場合は、可能な範囲で応援する。
- (3) このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、下水道応援本部長が下水道災害対策検討部会と協議して決めるものとする。

（付 則）

- (1) このルールは、平成14年4月1日から施行する。
- (2) このルールの成立は、下水道事業実施全市町村・連合・組合下水道主管部課長の同意書をもって証する。

別紙 1

ブロック割り、ブロック別代表市町村及び各ブロック構成市町村

※太枠内は、本ルール対象市町村等

ブロック名	代表市町村	構 成 市 町 村 等	
		公共下水道実施市町村等 (下水道応援ルール対象市町村等)	
佐 久	佐 久 市	小諸市・川上村・南牧村・南佐久環境衛生組合・軽井沢町・御代田町・立科町・川西保健衛生施設組合	<u>佐久穂町・小海町・(南相木村)・(北相木村)</u>
上 小	上 田 市	東御市・長和町・青木村	
諏 訪	岡 谷 市	諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村・白樺湖下水道組合	
上伊那	伊 那 市	駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村	
飯 伊	飯 田 市	松川町・高森町・阿智村・天龍村・喬木村・豊丘村	<u>阿南町・清内路村・平谷村・根羽村・(下條村)・壺木村・(泰阜村)・(大鹿村)</u>
木 曽	木 曽 町	上松町・南木曽町・木祖村・大桑村・木曽広域連合	<u>王滝村</u>
松 本	松 本 市	塩尻市・安曇野市・麻績村・波田町・山形村・朝日村	<u>筑北村・生坂村</u>
大 北	大 町 市	池田町・松川村・白馬村・小谷村	
長 野	長 野 市	須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信州新町・信濃町・小川村・中条村・飯綱町	
北 信	中 野 市	飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村	<u>栄村</u>

※下線の町村は、集合処理の内、公共下水道を実施していない町村

※括弧書き下線の村は、合併浄化槽のみ実施

別紙2

「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」及び

「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」による構成都県市・団体

【関東ブロック構成都県】

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

※「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」による構成都県

○災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱の構成団体

都 県	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
市	千葉市、川崎市、横浜市、さいたま市、川口市、八王子市、横須賀市
その他	日本下水道事業団、(社)日本下水道協会、(社)日本下水道施設業協会、(社)日本下水道管路管理業協会、(社)日本下水道処理施設管理業協会、東京都管工事工業協同組合、三多摩管工事共同組合、(社)全国上下水道コンサルタント協会

【中部ブロック構成県市】

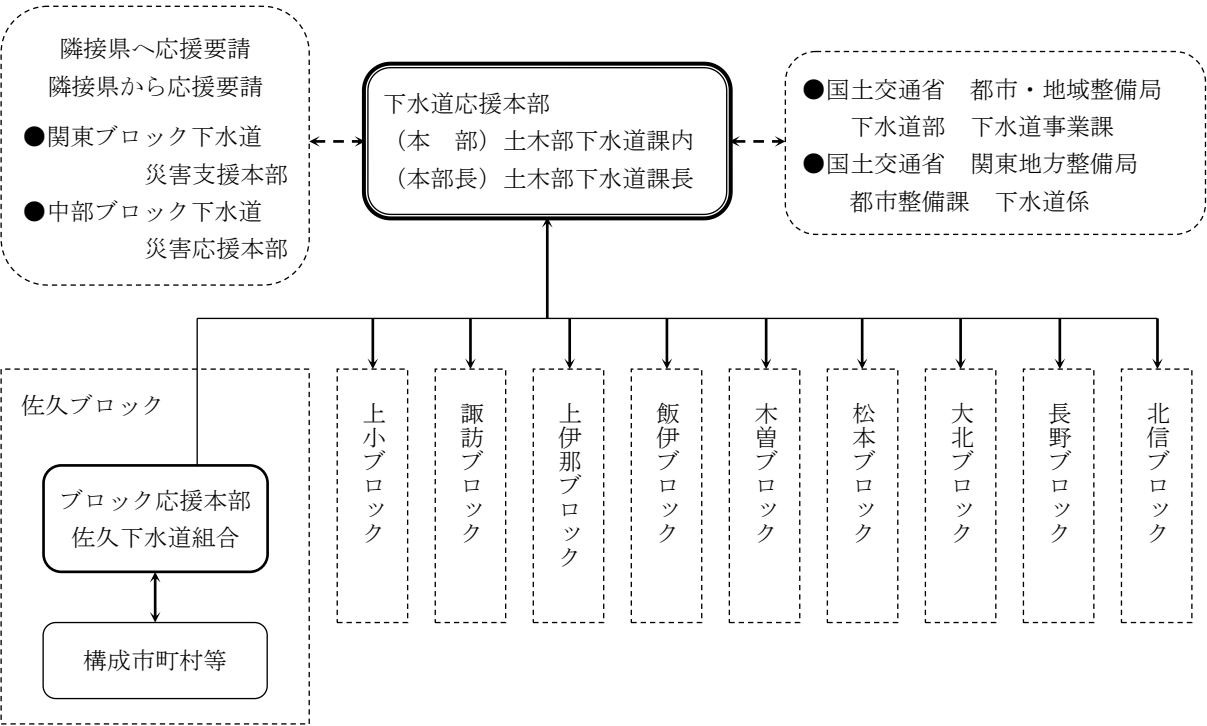
愛知県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、名古屋市、静岡市

※「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」による構成県市

○中部ブロック連絡会議運営要領の構成団体

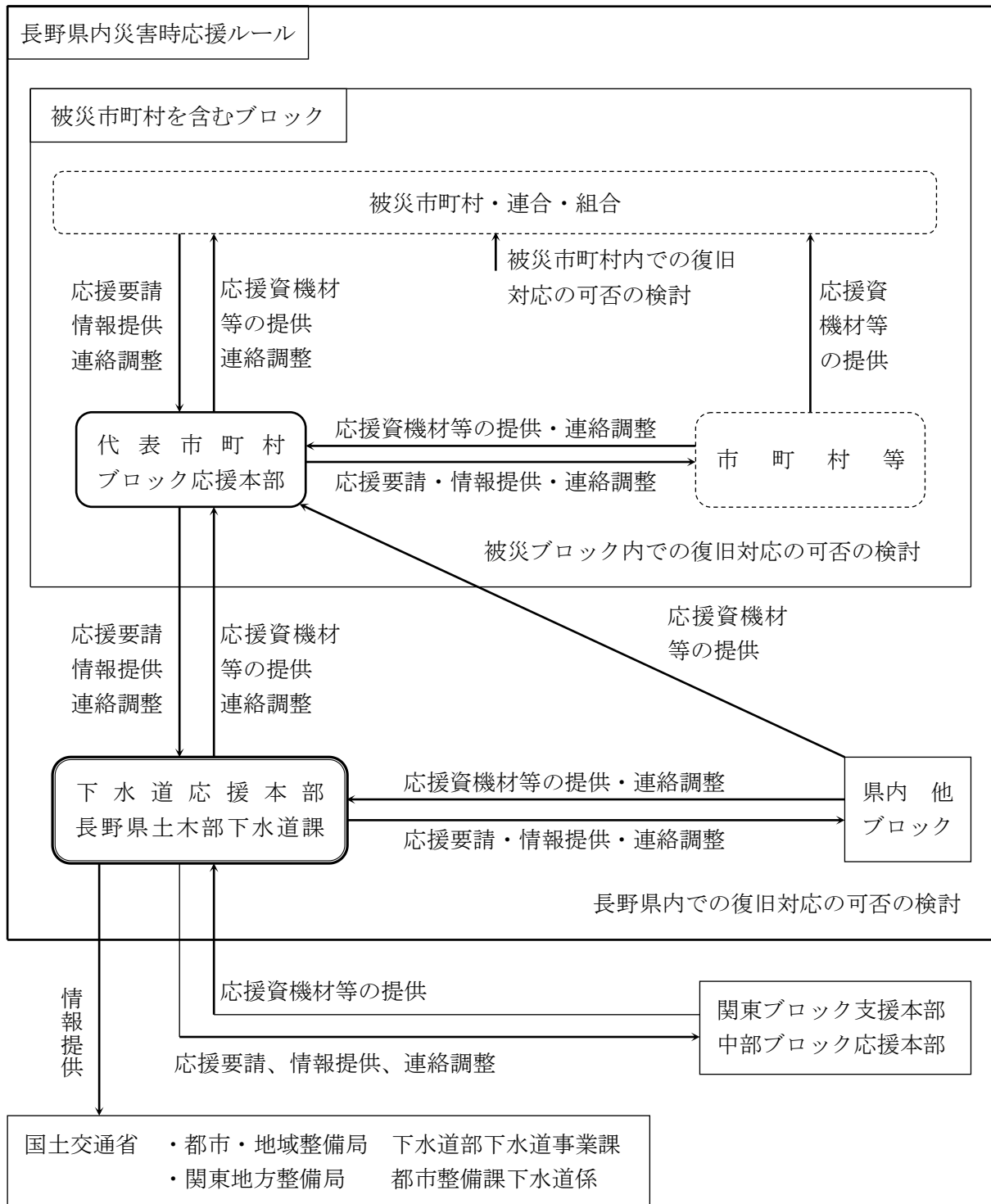
県 市	愛知県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、名古屋市、静岡市
代表市	金沢市、福井市、長野市、岐阜市、浜松市、豊橋市、四日市市、彦根市
その他	日本下水道事業団、(社)日本下水道協会、(社)全国上下水道コンサルタント協会、(社)日本下水道施設業協会、(社)日本下水道管路管理業協会、(社)日本下水道処理施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会

別紙3 〔長野県下水道事業における災害時応援に関するルール 連絡系統〕の概略図

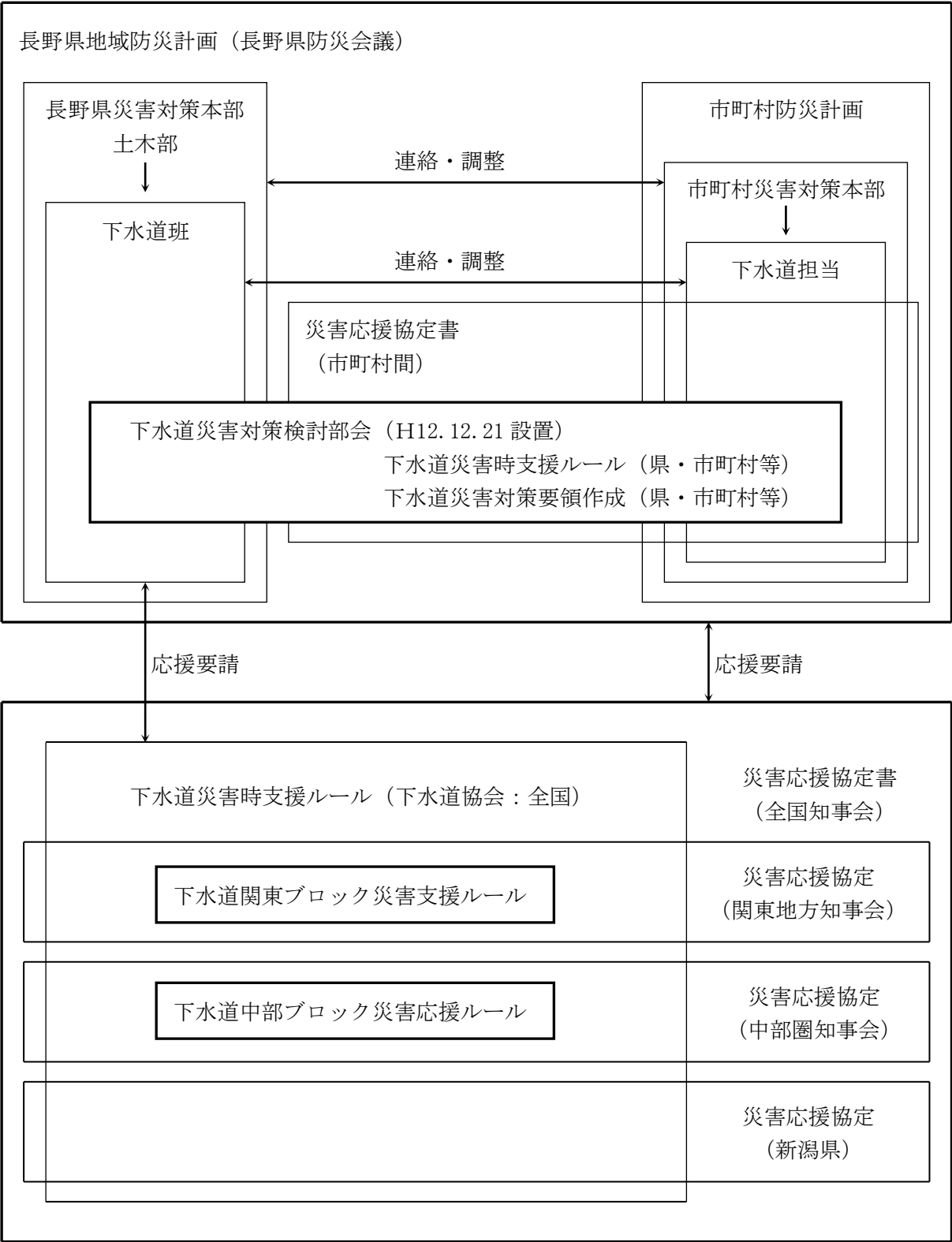


別紙4 (参考)

〔長野県下水道事業災害時応援に関する広域応援体制 フロー図〕



別紙5（参考） 〔長野県防災関係各協定相関図 下水道関係〕



2-11 災害時における御代田町と御代田郵便局の協力に関する協定

御代田町（以下「甲」という。）と御代田郵便局（以下「乙」という。）は、御代田町内に発生した地震その他災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、御代田町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じたときは、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙による郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛ての救助用郵便物の料金免除
 - エ 被災地宛ての寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (3) 甲又は乙が収集した被災者の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があったときの取扱い
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、要請を受けた者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請を受けた者が適正な方法により金額を算出し、要請した者がその金額を負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、負担すべき金額を決定する。

（防災会議への出席）

第5条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が開催する防災会議に出席する。

（防災訓練への参加）

第6条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が行う防災訓練に参加するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては御代田町総務課長とし、乙においては御代田郵便局長とする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づいて相互に提供を受けた個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び御代田町個人情報保護条例（平成12年御代田町条例第24号）の定めるところに従い、適正に取り扱わなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から施行し、甲又は乙が協定の終了を通告しない限り、その効力を有する。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

平成25年2月7日

甲) 御代田町大字御代田2464番地2
御代田町長 茂木 祐司

乙) 御代田町大字御代田2453番地27
日本郵便株式会社 御代田郵便局
局長 塚田 靖

2-12 災害時における物資供給に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が相互に協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、調達可能な物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達し、供給が可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請手続き）

第5条 第3条の要請は、必要とする物資名、数量、規格、引き渡し場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、甲は、乙に対して電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の引き渡し等）

第7条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲乙協議のうえ、速やかに決定するものとする。

3 甲は、前2項に係る請求が乙からあったときは、その内容を確認し、法令等の定める期限内に費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

平成25年5月15日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2
御代田町長 茂木 祐司

乙) 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

別表

大 分 類	主 な 品 目
作業関係	作業シート、標識ロープ、作業衣、ヘルメット、(防塵・簡易)マスク、長靴、軍手、(ゴム・皮)手袋、雨具、土のう袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、下着、なべ、包丁、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ウェットティッシュ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、衛生用ポリ手袋、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、ライター、マッチ、使い捨てカイロ
水関係	生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	ラジオ、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ、発電機
トイレ関係等	携帯用トイレ

※ 供給を要請する物資は、この表中の他、甲が指定する物資とします。

2-13 災害時における飲料水等の供給に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）とサントリービバレッジサービス株式会社関東・信越営業本部（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水等の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が相互に協力して、住民生活の早期安定及び被災者支援を図るため、飲料水等の迅速かつ円滑な供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（事前準備）

第2条 乙は、災害時において迅速かつ円滑な飲料水等の供給が可能な緊急時飲料提供型自動販売機を予め御代田町内に設置するものとする。ただし、設置個所、設置台数等については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において飲料水等を必要とするときは、乙に対して飲料水等の供給に係る協力を要請することができる。

（供給の範囲）

第4条 甲が、乙に供給協力を要請する飲料水等の範囲は、要請時点で乙が調達し、供給が可能な飲料水等及び緊急時飲料提供型自動販売機内の飲料水等とする。

（要請手続き）

第5条 第3条の要請は、必要とする飲料水等名、数量、規格、引き渡し場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対して口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（供給協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、飲料水等の優先供給に努めると共に、緊急時飲料提供型自動販売機内の飲料水等を甲に無償提供するものとする。

2 乙は、飲料水等の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引き渡し等）

第7条 飲料水等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 緊急時飲料提供型自動販売機内の飲料水等を除き、乙が供給した飲料水等の代金及び乙

が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲乙協議のうえ、速やかに決定するものとする。

3 甲は、前2項に係る請求が乙からあったときは、その内容を確認し、法令等の定める期限内に費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定締結に係る連絡責任者を、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制及び飲料水等の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

平成25年5月20日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2
御代田町長 茂木 祐司

乙) 長野県長野市真島町真島1388番地
サントリービバレッジサービス株式会社
関東・信越営業本部
本部長 蓼原 三治

2-14 災害時における物資の供給に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）と株式会社ツルヤ（以下「乙」という。）は、災害時において必要となる物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲及び乙が相互に協力して、住民生活の早期安定及び被災者支援を図るため、物資の迅速かつ円滑な供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の供給に係る協力を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給協力を要請する物資の範囲は、要請時点で乙が調達し、供給が可能な物資とする。

（要請手続き）

第4条 第2条の要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対して口頭又は電話等で要請し、事後「物資発注書」を交付するものとする。

（物資の供給協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、別に定める「物資供給報告書」により、速やかに甲に報告するものとする。

（物資の引き渡し等）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲乙協議のうえ、速やかに決定するものとする。

3 甲は、前2項に係る請求が乙からあったときは、その内容を確認し、法令等の定める期限内に費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、この協定締結に係る連絡責任者を、別に定める「連絡責任者届」により、

速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

平成25年5月30日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2
御代田町長 茂木 祐司

乙) 長野県小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社ツルヤ
代表取締役社長 掛川 健三

別紙第1号（第4条関係）

物 資 発 注 書

平成 年 月 日

株式会社 ツルヤ 災害関連物資担当 様

御代田町長

「災害時における物資の供給に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

○要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先

担当課等 課 係

担 当 者 担当

電 話 0267- -

F A X 0267- -

メ ー ル miyota@town.miyota.nagano.jp

別紙第2号（第5条関係）

物 資 供 給 報 告 書

平成 年 月 日

(あて先)

御代田町長 様

株式会社 ツルヤ 災害関連物資担当

(担当部署：)

平成 年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給が完了しましたので報告します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電話・FAX	メールアドレス
部		TEL : fax :	@

別紙第3号（第8条関係）

連絡責任者届

平成 年 月 日

【御代田町】

1. 連絡責任者

担当課 職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
FAX	

2. 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
担当課 職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
FAX		

※ 災害対策本部の電話番号（ — — ）

3. 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：御代田町役場 8時30分～17時15分
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

【株式会社 ツルヤ】

1. 連絡責任者

役職・氏名	部
電話番号	
携帯電話番号	
FAX	

2. 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
FAX		

3. 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

2-15 災害時等におけるヘリポートの使用に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）とミネベア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における乙所有のヘリポートの使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において応急対策及び被災者等の支援にあたるため、乙の所有するヘリポートを使用することに関して必要な基本事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において応急対策及び被災者等の支援のために必要と認められるときは、乙に対し、ヘリポートの使用について要請することができる。

（範囲）

第3条 甲が乙に要請する使用施設の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時救援用及び緊急搬送用ヘリコプターの離発着に必要なヘリポート
- (2) ヘリポートの使用に必要な付帯施設及び設備

（協力）

第4条 乙は、甲からヘリポートの使用について要請があったときは、これに協力するものとする。ただし、業務上の都合、その他の理由により、甲からの要請の受入が困難であると判断した場合は、この限りではない。

（要請手続き）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対して口頭又は電話等で要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

（費用負担）

第6条 乙の甲に対する協力に要した経費は、災害発生直前における適正な額を基準として、甲が負担するものとする。

（施設等の破損時の対応）

第7条 甲又は甲を介した第三者の使用によって使用施設等に損害が生じた場合、甲は乙に報告の上、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとし、復旧に係る費用は甲が負担するものとする。

（責任）

第8条 乙が協力を行ったこと、又は協力を行わなかったことに起因して、甲又は第三者に損害が生じた場合であっても、乙は何ら責任を負わないものとし、甲がその責任と自己の費用負担においてこれを処理解決するものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、この協定締結に係る連絡責任者を、別に定める「連絡責任者届」により速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から発効し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

平成25年10月21日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2
御代田町長 茂木 祐司

乙) 長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73
ミネベア株式会社
代表取締役社長執行役員 貝沼 由久

2-16 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）、長野LP協会佐久支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人長野県LPガス協会（以下「丙」という。）とは、災害時におけるLPガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が必要とするLPガスの供給及び保安の確保に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部について、丙に協力を要請することができる。

3 前2項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請することとし、事後において速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 甲の要請により、乙及び丙が行う協力業務は次のとおりとする。

- (1) 被災地域におけるLPガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して、販売事業者が法に基づき行うべき緊急点検、修繕及びLPガスの供給
- (2) 供給設備設置場所以外で発見されたLPガス容器について、容器所有者等が行うべき回収及び保管
- (3) 避難所等公共施設又は応急仮設住宅にLPガスが供給されることとなった場合におけるLPガス供給設備工事及びLPガスの供給
- (4) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査
- (5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係るLPガスの供給及び保安の確保のために特に必要な業務

（経費負担）

第4条 乙の甲に対する協力に要した経費の負担については、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

（役割分担）

第5条 甲は、災害時において円滑にLPガスが供給できるよう、あらかじめ防災資機材の整備を行うよう努めるものとする。

2 乙は、災害時において甲の要請に基づき第3条に掲げる協力業務を実施するほか、丙に必要な対応を要請する。

3 乙は、災害対策上必要と思われる事項について報告を求められたときは、速やかに甲及び丙に報告する。

（従業者の災害補償）

第6条 第3条に掲げる協力業務において、乙及び丙の会員が負傷、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、災害救助法施行令の規定により、甲の責任において行うものとする。

- (1) 当該損害が損害を受けた会員の故意又は重大な過失に起因する場合
 - (2) 当該損害について、乙、丙及び会員が締結している損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
 - (3) 当該損害が第三者の行為に起因するものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合
- (情報交換)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定締結に係る連絡責任者を、別に定める「連絡責任者届」により速やかに相手方に報告するとともに、変更があった場合においても、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、平時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から発効し、甲、乙及び丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年11月26日

甲 長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2
御代田町長 茂木 祐司

乙 長野県佐久市跡部65番地1
長野LP協会佐久支部
支部長 寺島 繁

丙 長野県長野市中御所一丁目16番13号
一般社団法人長野県LPガス協会
会長 小林 芳夫

2-17 災害時における飲料水の供給に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が相互に協力して、住民生活の早期安定及び被災者支援を図るため、飲料水の迅速かつ円滑な供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において飲料水を必要とするときは、乙に対して飲料水の供給に係る協力を要請することができる。

（供給の範囲）

第3条 甲が、乙に供給協力を要請する飲料水の範囲は、要請時点で乙が調達し、供給が可能な飲料水及び既存の災害対応型自動販売機内の飲料水とする。

（要請手続き）

第4条 第2条の要請は、必要とする飲料水名、数量、規格、引き渡し場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対して口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（供給協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、飲料水の優先供給に努めると共に、既存の災害対応型自動販売機内の飲料水を甲に無償提供するものとする。

2 乙は、飲料水の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

3 乙は、既存の災害対応型自動販売機内の飲料水提供にあたり、予め自動販売機フリーバンドキーを甲に貸与するものとし、甲は、そのキーを善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。尚、甲がキーを紛失・欠損した場合は、実費を乙に支払うものとする。

（引き渡し等）

第6条 飲料水の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 既存の災害対応型自動販売機内の飲料水を除き、乙が供給した飲料水の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲乙協議のう

え、速やかに決定するものとする。

- 3 甲は、前2項に係る請求が乙からあったときは、その内容を確認し、法令等の定める期限内に費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定締結に係る連絡責任者を、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても、速やかに相手方に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制及び飲料水の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(代理人)

第9条 乙は、次に掲げる者を代理人として選任し、協定締結後における協定に関する一切の事項を委任する。

長野県東御市加沢字原1406番地1

北陸コカ・コーラボトリング株式会社 東信支店 支店長

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

平成26年1月27日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2
御代田町長 茂木 祐司

乙) 富山県高岡市内島3550番地
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 稲垣 晴彦

2-18 災害時における土地建物等の使用に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の電力復旧作業における、甲の土地、建物等の使用に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、御代田町およびその近隣地域において災害による大規模な停電が発生した場合、または発生が予想される場合の電力復旧作業を目的とした、乙による甲所有の土地および建物の無償使用について、必要な事項を定めるものとする。

（使用場所）

第2条 甲は、自らが所有する次の「物件表示」記載の土地および建物（以下「本物件」という。）ならびに本物件内の事務備品等の諸設備（以下、本物件と合わせて「本物件等」という。）を、前条の目的のため乙が無償で使用することを承諾する。なお、本物件以外の物件使用については必要の都度相互に協議することとする。

<物件表示①>

所在地 : 北佐久郡御代田町大字馬瀬口1901-1

施設名称 : エコールみよた

<物件表示②>

所在地 : 北佐久郡御代田町大字豊昇1800-2

施設名称 : 旧伍賀小学校跡地（豊昇園隣）

（善管注意義務）

第3条 乙は、本物件等を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、本物件等に毀損、汚損等がないよう、また施設の営業に支障のないよう最大限配慮するものとする。

（使用の申請等）

第4条 乙は、本物件等の使用を必要とする場合は、甲に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭で申請するものとする。なお、後日当該事項に関する内容を書面にて交付する。

- (1) 本物件に立ち入る車両の台数および車種
- (2) 本物件のうち使用を希望する範囲
- (3) 本物件に立ち入る要員数および本物件への常駐人数
- (4) 本物件に搬入する資機材等の数および種類

2 前項による申請があった場合、甲は速やかに乙による使用の可否および使用を認めるときはその範囲を、乙に対し書面または口頭で通知するものとする。

（使用連絡窓口）

第5条 この協定に関する連絡窓口は以下のとおりとする。

甲： 総務課 防災情報係

乙： 佐久営業所 総務担当部署

（使用期間等）

第6条 乙は、第4条の使用許可を受けた日から、電力復旧作業の完了日まで本物件等を使用できるものとする。

2 乙は、電力復旧作業が完了したときは、甲に対し口頭で通知したうえで、第14条の定めに従い速やかに本物件等を明け渡すものとする。

(甲の立入権等)

第7条 甲（甲の職員および委託先等を含む。）は、乙が本物件等を使用中であっても、本物件等の管理のため、本物件に立入り、必要な措置を講ずることができるものとし、乙は、これに協力する。

2 甲は自らが必要とする場合は、乙が本物件等を使用中であっても、甲の指示により、乙による本物件等の使用の中止、または使用範囲の変更を行うことができるものとする。

(諸費用の負担)

第8条 甲は、乙による使用の有無にかかわらず、次項の場合を除き、乙に対し、本物件等の租公課の費用負担を求めないものとする。

2 甲は、乙が本物件等を使用することに起因して支出した一切の費用について、乙に対し補償を求めることができる。

(工事等)

第9条 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、本物件等に関する工事または改修等をしてはならない。

(禁止行為)

第10条 乙は、本物件等の使用期間中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) 本物件に発火性のある爆発物、土壌汚染の可能性のある毒物等の危険物、および産業廃棄物に該当する物件を搬入し、または存置すること。

(2) 前号の他、甲または第三者に損害を及ぼす一切の事項

(保全)

第11条 乙は、本物件等の使用に関して事故等が発生した場合は、直ちに甲に通知するとともに、自らの負担と責任により改善措置を実施するものとし、甲に迷惑を及ぼさないよう努めるものとする。

2 乙は、本物件等の使用に際し、第三者から苦情等を受けたときは、自らの負担と責任によりこれを処理する。

3 乙は、本物件等の保全について十分注意し、第三者から本物件等を侵害されるおそれがあるときは、速やかに甲に通知するとともに、甲と協力して当該侵害のおそれを排除しなければならない。

(報告)

第12条 甲は、本物件等の使用状況等について、乙に対し報告を求めることができるものとし、甲が報告を求めた場合、乙は、速やかにこれに応じるものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、本物件等の使用に関し、故意または過失により甲または第三者に損害を与えた場

合、その損害を賠償するものとする。

(明渡し・建物等の撤去)

第14条 乙は、本物件の使用を終了する場合は、本物件内に設置した工作物等の一切を撤去し、本物件等を原状に復して明け渡すものとする。ただし、乙は、甲が残置を承認したものについては、その所有権を放棄することによって原状回復義務を免れることができ、甲は、これを任意に使用、収益または処分できるものとする。

2 甲は、乙が前項の定めに従って工作物等を残置した場合、当該工作物等については、乙が所有権を放棄したものとなして任意に使用、収益または処分できるものとし、乙は、これについて一切異議を述べず、甲が当該工作物等を処分するときは、これに要する費用を負担するものとする。

3 甲は、乙が第1項の明渡しをせず、または遅延することにより被った損害については、乙に対しその賠償を請求できるものとする。

(協議事項)

第15条 甲および乙は、本協定に定めのない事項または本協定の各条項の解釈に係る疑義が生じた場合は、民法その他の法令および一般慣習に従い、互いに信義誠実の原則をもって協議のうえ、解決するものとする。

(有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年9月26日

長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2

甲 御代田町長 茂木 祐司

長野県佐久市跡部167番地1

乙 中部電力株式会社
佐久営業所長 工藤 道明

2-19 水道施設災害時における応急措置に関する協定

御代田町（以下「甲」という。）と応急措置協力者（以下「乙」という。）とは、災害時における応急措置（発電機から施設への電源供給配線措置）の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御代田町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は防災計画に基づき、応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 必要とする場所、内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（応急措置の実施）

第3条 乙は甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急措置に従事するものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置を円滑にするため、乙は、組織体制及び連絡体制を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急措置に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により、乙が実施した応急措置に対して甲が負担する費用の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第6条 甲は第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、御代田町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年御代田町条例第17号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による補償を受けられる者については、この限りではない。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第7条 応急措置の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定により応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員、名簿及びそれぞれの応援に従事した時間
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別、台数及び使用時間数
- (3) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請を解除するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定が成立した日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年10月9日

甲 御代田町長

茂木 祐司

乙 応急措置協力者

[乙の代表者]	(有) 東 和 設 備 工 業	代表取締役	湯本 正好
	中信アスナ(株)上田支店	支 店 長	岩渕 伸一
	(株) ウ チ デ ン	代表取締役	内堀 正昭
	浅 間 電 設 (株)	代表取締役	臼田 隆

2-20 災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県建築士会佐久支部（以下「乙」という。）は、御代田町内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御代田町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に甲が使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定等（以下「判定等」という。）について、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、判定等を実施する必要性が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対して口頭又は電話等で要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

（判定等の実施）

第3条 乙は、甲から判定等の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、判定等を実施するものとする。

2 乙は、震度5強以上の地震が発生したとき又は災害の状況により連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき判定等を実施するものとする。

3 乙は、災害等の発生後、速やかに判定等を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、判定等に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事中に知り得た災害情報を、甲に報告するものとする。

2 乙は、判定等に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、応急危険度判定制度に基づく、必要最小限の経費とする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費の積算単価は、災害時における実勢単価とする。

（損害補償）

第6条 乙は第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度により補償を受けるものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、第5条に規定する経費を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により経費の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、判定等の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(情報交換)

第10条 乙は、応急対策等の円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）を予め定めるものとし、組織体制等を定めたとき又は変更したときは、速やかに甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、この協定締結に係る連絡責任者を、別に定める「連絡責任者届」により速やかに相手方に報告するものとし、変更があったときにおいても、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

平成27年3月3日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2

御代田町長 茂木 祐司

乙) 長野県佐久市跡部65番地1

一般社団法人長野県建築士会佐久支部

支部長 荻原 白

2-21 災害時における避難所等施設利用に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）と佐久浅間農業協同組合（以下「乙」という。）は、御代田町内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設）

第2条 乙は避難所等として利用できる施設又は場所を甲と協議の上、あらかじめ定める。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害時において、前条において定められた乙の管理する施設を避難所等として開設を要請することができる。

2 前項の要請は、避難所等開設要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対して口頭又は電話等で要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に住民が避難してきたことを確認した場合は、甲へその旨を通報するものとする。甲は乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所等の管理）

第4条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。

3 派遣された甲の職員は第2条で定める乙の施設又は場所の管理に努め、乙の業務に支障のないようにする。

4 甲は、乙との情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示をする。

5 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、飲料水、食糧等の手配を行うとともに平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

6 甲は、避難所等の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（費用負担）

第5条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第6条 避難所等の開設期間は、災害時から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を

延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長要請書（第2号様式）により、期間の延長を要請するものとする。

（避難所等解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第8条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届（第3号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、この協定締結に係る連絡責任者を別に定める連絡責任者届（第4号様式）により速やかに相手方に報告するとともに、変更があった場合においても、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

3 甲は土日等で乙の施設の開錠が必要な場合はこの連絡先を用いることとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

平成29年1月20日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2

御代田町長 茂木 祐司

乙) 長野県佐久市猿久保882

佐久浅間農業協同組合

代表理事組合長 井出 健

第 1 号様式（第 3 条関係）

御発第 号
年 月 日

殿

御代田町長

避難所等開設要請書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第 3 条の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり開設することを要請します。

開設日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
使用施設	避難場所	
	避難所	
利用人数	人	
その他		

第2号様式（第6条関係）

御発第 号
年 月 日

殿

御代田町長

避難所等使用許可期限延長要請書

このことについて、災害時における避難所等施設利用に関する協定書第6条の規定により、下記の通り避難所等使用期限の延長を要請します。

記

1 使用施設名称

2 延長日時の予定

年 月 日 時から

年 月 日 時まで

3 利用人数

名

4 延長の理由

5 連絡先

課 担当 電話

以上

第3号様式（第8条関係）

御発第 号
年 月 日

殿

御代田町長

避難所等使用終了届

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第8条の規定により、災害時における避難所の使用について、下記の通り終了します。

なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

1 終了日時

年 月 日 時まで

2 引き渡し予定日時

年 月 日 時まで

3 連絡先

課 担当 電話

以上

第4号様式（第9条関係）

連絡責任者届

年 月 日

【御代田町】

1. 連絡責任者

部署・職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
F A X	

2. 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
部署・職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
F A X		

※ 災害対策本部の電話番号（ — — ）

3. 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：御代田町役場 8時30分～17時15分
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

【佐久浅間農業協同組合（小沼支所、伍賀支所、御代田支所）】

1. 連絡責任者

部署・職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
F A X	

2. 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
部署・職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
F A X		

※ 災害地域対策本部の電話番号（ — — ）

3. 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：8時30分～17時00分
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

2-22 災害時におけるケーブルテレビ放送の要請に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）と株式会社西軽井沢ケーブルテレビ（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が御代田町内に発生し、又は発生する恐れのあるとき（以下「災害時」という）におけるケーブルテレビ放送について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に御代田町地域防災計画に基づく情報伝達の手段として、必要が生じた場合、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災害時において放送を要請する必要があると認めるときは、乙に対して、放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請を行うものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

2 前項の要請手続きは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は他の手段をもって行い、事後速やかに書面を提出するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害の規模、被害の状況、避難場所の開設及び復旧見通し等災害に関する情報を乙に対し、可能な限り速やかに提供するよう努めるものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

2 乙は、甲の保有する国からの災害等の情報を受信する装置を通じて提供を受けた次の各号に掲げる緊急度の高い情報に関しては、第2条及び第3条の規定にかかわらず、甲は口頭又は他の手段をもって、情報伝達し、乙は放送を実施するものとする。

- (1) 町民に避難等の危険回避行動を求める情報
- (2) 町民に大きな被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある災害等に関する情報
- (3) その他、危機管理上、迅速な広報を必要とする情報

（連絡責任者）

第6条 放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者をおいた場合及び変更があった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しな

い限り、その効力を有する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

平成29年2月10日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2

御代田町長 茂木 祐司

乙) 長野県北佐久郡御代田町大字御代田2422番地33

株式会社 西軽井沢ケーブルテレビ

代表取締役 石川 伸一

2-23 災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟信越支部（以下「乙」という。）は、大規模災害等により甚大な被害が発生した場合における臨時災害放送局（以下「臨災局」という。）開設運用の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御代田町内において大規模災害が発生した場合に開設する臨災局の運用について必要な事項を定め、迅速に本町域に密着した緊急の情報を住民に提供することにより、被害の軽減を図り、もって住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「大規模災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「臨時災害放送」とは、放送法第8条及び放送法施行規則第7条第2項第2号に規定された放送をいう。

（臨災局の開設）

第3条 甲は、住民に対して災害関連情報の伝達手段として臨災局の開設が必要であると判断した場合に、甲を開設の主体として免許申請を行うものとする。

（運用）

第4条 甲の臨災局の開設が許可された場合、甲は乙に対しその運用を委託する事ができるものとし、乙はそれを受託するものとする。

2 乙は、災害関連情報の放送を行う場合は、甲からの要請に基づき地域に密着した災害関連情報の放送を行うものとする。

3 臨災局の放送終了については、甲乙において協議の上、決定するものとする。

（費用負担等）

第5条 臨災局の運用については発生した費用は、甲が負担するものとし、乙は臨災局運用に掛かる経費の算出根拠に基づき甲と協議のうえ請求するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、臨時災害放送の円滑な実施を図るため連絡責任者を置くものとし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から異議申立てのないときは、協定期間は1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定の実施について疑義が生じた事項については、

甲乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月31日

甲) 北佐久郡御代田町大字御代田2464番地2号

長野県御代田町

御代田町長 茂木 祐司

乙) 新潟県上越市西城町2丁目2番27号

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟信越支部

信越支部長 宮澤 英文

2-24 御代田町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー佐久営業所の災害時における相互協力に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー佐久営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「御代田町区域」という。）で地震、台風等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、御代田町区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資並びに機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地並びに施設をあらかじめ定め、甲に周知連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

（打合せ会の設置）

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため打合せ会を設置し、定期的な情報交換等を実施することとする。

(情報管理の徹底)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲（乙）が故意又は過失により乙（甲）の施設等を損傷した場合、甲（乙）は乙（甲）に対し損害賠償を行う。
- (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲（乙）に故意又は過失がある場合は甲（乙）が賠償を行う。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

甲：御代田町 総務課

乙：中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー 佐久営業所 契約課

(疑義等の解決)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第13条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成30（2018）年11月6日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6
御代田町長 茂木 祐司

乙) 長野県佐久市跡部167番地1
中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー
佐久営業所長 荒井 広幸

2-25 災害に係る情報発信等に関する協定

御代田町（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、御代田町内（以下「町内」という。）の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年（2019年）6月25日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6
御代田町
町長 小園 拓志

乙) 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

2-26 災害時における福祉避難所及び人的支援等に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）と御代田町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、乙が所有又は管理（指定管理を含む）する施設（以下「施設」という。）を福祉避難所として開設し、施設の利用及び人的支援等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を福祉避難所に指定すること及び人的支援等について、必要な事項を定めるものとする。

（避難対象者）

第2条 この協定における福祉避難所に避難する対象者（以下「避難対象者」という。）は、要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号）のうち、災害発生時において、身体等の状況が医療機関、福祉施設、老人福祉施設等へ入院又は入所するに至らない程度の者であり、且つ、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。

（受入施設）

第3条 乙が災害時に避難対象者を受入れる施設は次のとおりとする。ただし、ここに記載していない乙の施設も状況によっては開設できるものとする。

所在地 御代田町大字御代田1772番地1、御代田町大字御代田2450番地1

施設名 ハートピアみよた、やまゆり共同作業所

（避難所として利用できる施設の周知）

第4条 甲は、乙の施設のうち福祉避難所として利用できる旨を、町民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設及び人的支援の要請）

第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合、第3条に定められた乙の施設を福祉避難所として開設及び人的支援等の要請をすることができる。

（開設及び要請通知等）

第6条 甲は、前条に基づき福祉避難所を開設及び人的支援等を要請する場合、事前に乙に対しその旨を文書により通知するものとする。

2 前項の要請は、福祉避難所開設要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対して口頭又は電話等で要請し、事後において速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、甲が福祉避難所を開設した場合、既に第3条に定められた施設が指定緊急避難場所として開設されていたときは、甲と協力し、福祉避難スペースの確保を行うものとする。ただし、指定緊急避難場所を開設していない場合はその限りではない。

（人的支援等の要請内容）

第7条 人的支援等の要請内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難対象者への介護、看護
- (2) 介護用品、衛生用品等の貸出
- (3) 前号にかかげるもののほか、特に必要と認められる事項

(避難対象者の移送)

第8条 避難対象者の移送は、原則として避難対象者の家族等が行うものとする。ただし、移送が困難な場合は、甲乙協議の上、行うものとする。

(福祉避難所の管理)

第9条 災害時の福祉避難所の管理運営は、甲及び乙の責任において行うものとする。

(費用負担)

第10条 甲の要請に基づき乙が避難対象者の受入期間に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(開設及び人的支援期間)

第11条 福祉避難所の開設期間及び人的支援期間は、福祉避難所が閉鎖するまでの間で、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲は乙が早期に通常の活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は福祉避難所を閉鎖する場合、乙に福祉避難所使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、この協定締結に係る連絡責任者を別に定める連絡責任者届（第3号様式）により速やかに相手方に報告するとともに、変更があった場合においても、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

3 甲は土日等で乙の施設の開錠が必要な場合はこの連絡先を用いることとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第14条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

令和元年8月22日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6
御代田町長 小園 拓志

乙) 長野県北佐久郡御代田町大字御代田1772番地1
御代田町社会福祉協議会 会長 中山 悟

第1号様式（第6条関係）

御発第 号
年 月 日

殿

御代田町長

福祉避難所開設要請書

災害時における福祉避難所および人的支援等に関する協定書第6条の規定により、災害時における福祉避難所として、下記のとおり開設することを要請します。

記

開設日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用施設	
利用人数	人
その他	

第2号様式（第11条関係）

御発第 号
年 月 日

殿

御代田町長

福祉避難所使用終了届

災害時における福祉避難所および人的支援等に関する協定書第11条の規定により、災害時における福祉避難所の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

1 終了日時

年 月 日 時まで

2 引き渡し予定日時

年 月 日 時まで

3 連絡先

課 担当 電話

以上

第3号様式（第12条関係）

連絡責任者届

年 月 日

【御代田町】

1. 連絡責任者

部署・職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
FAX	

2. 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
部署・職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
FAX		

※ 災害対策本部の電話番号（ — — ）

3. 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：8時30分～17時15分
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

【御代田町社会福祉協議会】

1. 連絡責任者

部署・職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
FAX	

2. 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
部署・職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
FAX		

3. 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：8時30分～17時30分
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

2-27 避難所用簡易間仕切りシステム及び段ボール製簡易ベッドの供給に関する協定書

御代田町 町長 小園 拓志（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク 代表 坂 茂（以下「乙」という。）は、災害時における避難所用簡易間仕切りシステム及び段ボール製簡易ベッド（以下「間仕切り等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、御代田町内に地震災害、風水害及び雪害、火山等その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における乙が考案した間仕切り等の円滑な供給態勢に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所に間仕切り等を設置する必要があるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

2 甲は、甲が行う災害に備えた訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切り等の改善を要請することができる。

4 第1項から第3項までの規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、甲は、事後、速やかに当該文書を乙に提出するものとする。

（協力等）

第3条 乙は、前条第1項から第3項までの規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、可能な限り協力するものとする。

（間仕切り等の引き渡し）

第4条 間仕切り等の引渡場所及び日時は、甲が災害時の状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの間仕切り等の運搬は、乙又は乙が委託する者が行うものとする。ただし、やむを得ない理由により乙又は乙が委託する者が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（間仕切り等の経費等）

第5条 甲は、間仕切り等の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき速やかにその経費を乙に支払うものとする。

2 間仕切り等の経費は、甲、乙が協議して決定するものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

(協定の効力及び更新)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから解除又は変更の申出がないときは、当該期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年(2020年)3月2日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6
御代田町

代表者 町長 小園 拓志

乙) 東京都世田谷区松原五丁目2番4号
特定非営利活動法人

ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク

代表者 坂 茂

2-28 災害時等における放送に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）と放送株式会社エフエム佐久平（以下「乙」という。）とは、町域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条および大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求める時の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による伝達又は通知若しくは警告が必要な時は、同法第57条の規定に基づき、乙に対して災害放送を要請することができる。

2 前項の規定は、甲が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、大震法第20条の規定に基づき、乙に対して放送を要請するときにも準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は災害等の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段をとることができない場合に、乙に対し放送を要請することができるものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして様式1にて放送の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または他の手段をもって行い、その後速やかに書面を提出するものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) 放送希望日時

(4) その他必要な事項

2 乙は、甲から放送の要請を受けた時は、やむを得ない事由のない限り、放送を行うものとする。

3 乙は、放送を行うときは、情報発信源が甲である旨を放送するものとする。

（災害情報の提供）

第4条 甲は、災害の規模、被害の状況、避難場所の開設及び復旧見通し等災害に関する情報を乙に対し、速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請された災害放送に関しての放送の形式、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定するものとする。

（災害に関する広報）

第6条 甲は、災害放送以外に町民への災害に関する広報を目的として、乙に対して、各種情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された災害に関する各種情報の放送に努めるものとする。

3 甲は、災害発生時に備え、乙による災害放送について町民に対し日頃の周知に努める。
(経費の負担)

第7条 乙は、甲の要請に基づく災害情報の放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、放送期間が長期におよぶ場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(臨時災害放送局)

第8条 大規模な災害が発生し、甲が臨時災害放送局を開設するために、当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託することができる。

2 甲が乙に委託した臨時災害放送局の維持管理の業務に係る費用は、甲が乙に対し支払うものとし、その金額は、甲・乙協議により決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における連絡責任者及び連絡等必要な事項を相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があったときは、速やかに連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲・乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義を生じた場合は、甲・乙が協議して決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定書の発効は、令和2年3月24日とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年3月24日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

御代田町

町長 小園 拓志

乙) 長野県佐久市佐久駅東1番地1

株式会社エフエム佐久平

代表取締役社長 井上 隆

(別紙様式 1)

発信者 御代田町 総務課
所 属
氏 名

件 名 放送要請について

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

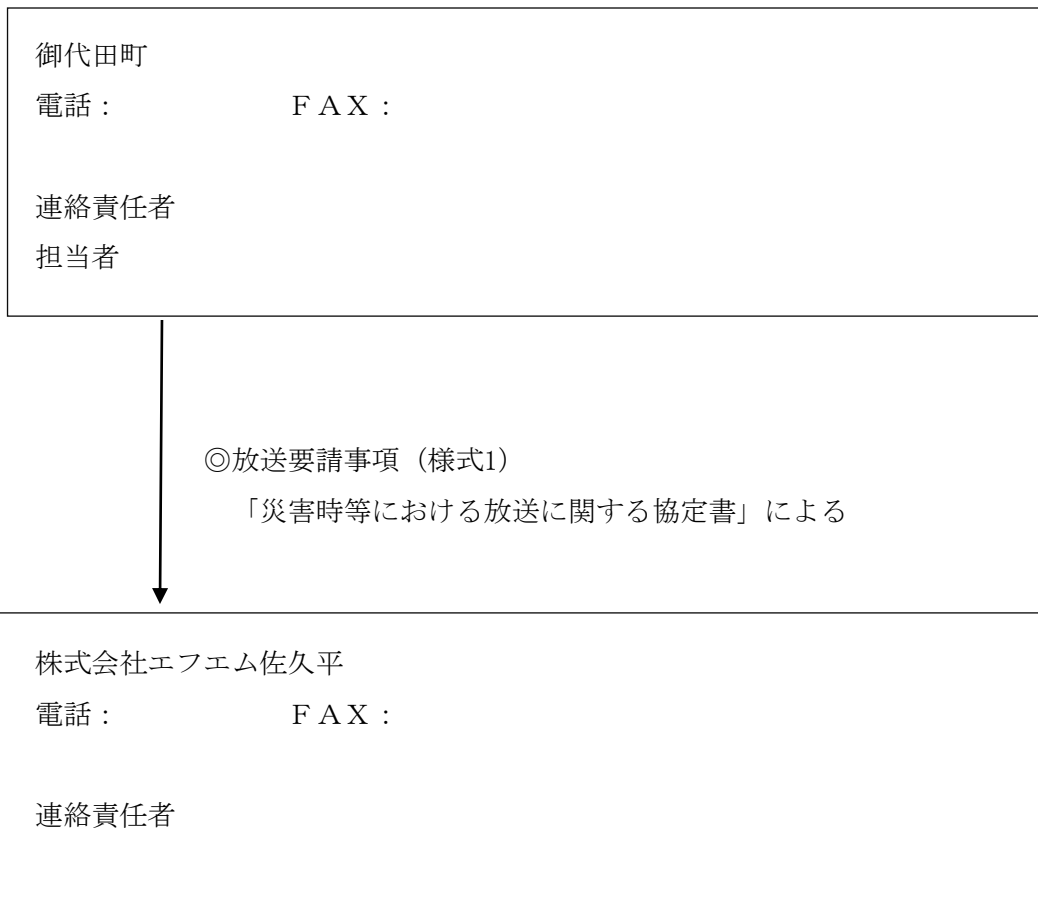
1 要請理由

2 放送事項
別紙のとおり

3 放送希望日時

4 その他

災害時等における御代田町とFM佐久平との放送要請に関する緊急連絡網



2-29 災害時における応急措置に関する協定

御代田町（以下「甲」という。）と有限会社金澤建設工業（以下「乙」という。）とは、災害時における応急措置の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御代田町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は防災計画に基づき、応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 必要とする場所、内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（応急措置の実施）

第3条 乙は甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急措置に従事するものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置を円滑にするため、乙は、組織体制及び連絡体制を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急措置に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により、乙が実施した応急措置に対して甲が負担する費用の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第6条 甲は第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、御代田町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年御代田町条例第17号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による補償を受けられる者については、この限りではない。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第7条 応急措置の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負

担割合は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定により応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員、名簿及びそれぞれの応援に従事した時間
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別、台数及び使用時間数
- (3) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請を解除するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、契約日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月8日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6
御代田町
町長 小園 拓志

乙) 長野県北佐久郡御代田町大字塩野字久古池3036番地40
有限会社金澤建設工業
代表取締役 金澤 正

災害時における応急措置に関する協定

御代田町（以下「甲」という。）と有限会社柳商建設（以下「乙」という。）とは、災害時における応急措置の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、御代田町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は防災計画に基づき、応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 必要とする場所、内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（応急措置の実施）

第3条 乙は甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急措置に従事するものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置を円滑にするため、乙は、組織体制及び連絡体制を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急措置に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により、乙が実施した応急措置に対して甲が負担する費用の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第6条 甲は第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、御代田町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年御代田町条例第17号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による補償を受けられる者については、この限りではない。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第7条 応急措置の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負

担割合は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定により応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員、名簿及びそれぞれの応援に従事した時間
- (2) 応急措置に使用した機器類の種別、台数及び使用時間数
- (3) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請を解除するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、契約日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月8日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6
御代田町
町長 小園 拓志

乙) 長野県北佐久郡御代田町大字広戸688番地2
有限会社柳商建設
代表取締役 柳沢 裕

2-30 災害時等における物資の供給に関する協定書

御代田町（以下「甲」という。）と戸塚酒造株式会社（以下「乙」という。）は、御代田町内において地震、風水害その他の災害が発生又は発生する恐れがあるとき及び、感染症等が発生又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時等」という。）において、必要となる物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙が甲に対して行う物資の提供に関する必要な事項を定め、物資の迅速かつ円滑な供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して物資の供給に係る協力を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第3条 乙が甲に対し提供する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消毒用アルコール
- (2) その他、乙が提供可能なもの

（要請手続き）

第4条 第2条の要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対して口頭又は電話等で要請し、事後「物資発注書」を交付するものとする。

（物資の供給協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、別に定める「物資供給報告書」により、速やかに甲に報告するものとする。

（物資の引き渡し等）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定するものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙

が負担するものとする。ただし、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項に係る請求が乙からあったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定締結に係る連絡責任者を、別に定める「連絡責任者届」により、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

令和2年7月17日

甲) 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6
御代田町長 小園 拓志

乙) 長野県佐久市岩村田752番地
戸塚酒造株式会社
代表取締役 戸塚 繁

別紙第1号（第4条関係）

物 資 発 注 書

年 月 日

戸塚酒造株式会社 御中

御代田町長

「災害時における物資の供給に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

○要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先

担当課等 課 係

担 当 者 担当

電 話 0267- ー

F A X 0267- ー

メ ー ル

別紙第2号（第5条関係）

物資供給報告書

年 月 日

(あて先)

御代田町長 様

戸塚酒造株式会社

年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給が完了しましたので報告します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電話・FAX	メールアドレス

別紙第3号（第8条関係）

連絡責任者届

年 月 日

【御代田町】

1. 連絡責任者

担当課 職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
F A X	

2. 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
担当課 職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
F A X		

※ 災害対策本部の電話番号（ — — ）

3. 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：御代田町役場 8時30分～17時15分
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

【戸塚酒造株式会社】

1. 連絡責任者

役職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
F A X	

2. 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
F A X		

3. 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：